

第 65 号議案

小城市児童センター条例施行規則並びに小城市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則を廃止する規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日の組織機構改革のため、小城市児童センター条例施行規則並びに小城市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則を廃止する必要がある。

小城市教育委員会規則第 号

小城市児童センター条例施行規則並びに小城市助産の実施
及び母子保護の実施に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小城市児童センター条例施行規則（平成 19 年小城市教育委員会規則第 10 号）
- (2) 小城市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 19 年小城市教育委員会規則第 14 号）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市児童センター条例施行規則

平成19年3月30日

教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、小城市児童センター条例(平成17年小城市条例第111号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 小城市児童センター(以下「センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たる場合は、その翌日)
- (2) 毎月第2木曜日(その日が祝日法による休日に当たる場合は、その翌日)
- (3) 祝日法による休日のうち勤労感謝の日
- (4) 前号の日以外の祝日法による休日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たる場合を除く。)
- (5) 8月13日から8月15日までの日
- (6) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、次の各号のいずれかの場合における利用にあつては当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 小学生以下の児童の利用 午前10時から午後5時又は午後6時まで
- (2) 日曜日 午前10時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の届出)

第4条 センターを利用しようとするものは、必要事項を記載した利用申込書を提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 就学前児童が利用する場合は、保護者の同伴を原則とする。

- (2) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為又は募金等の行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動をしないこと。
- (6) 他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 建物、施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に報告すること。
- (8) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬を除く。
- (9) 施設、設備、備品等の利用を終了したときは、これを元の状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

小城市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則

平成19年3月30日

教育委員会規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第22条に規定する助産の実施及び同法第23条に規定する母子保護の実施並びに同法第56条第2項の規定に基づき徴収する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所の申込み)

第2条 助産施設又は母子生活支援施設に入所しようとする者(以下「申込者」という。)は、助産施設入所申込書(様式第1号)又は母子生活支援施設入所申込書(様式第2号)を小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(入所の承諾)

第3条 教育委員会は、前条の申込書を受理したときは、書類の審査及び面接等により資格その他必要な事項を調査し、入所を承諾したときは、助産施設入所承諾書(様式第3号)又は母子生活支援施設入所承諾書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(入所の不承諾)

第4条 教育委員会は、助産の実施又は母子保護の実施を行わないときは、助産施設入所不承諾通知書(様式第5号)又は母子生活支援施設入所不承諾通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

(入所の解除)

第5条 教育委員会は、助産の実施前に妊産婦の助産の実施理由の消滅、転出、死亡等によって助産の実施を解除したときは、妊産婦及び当該妊産婦が入所することになっていた助産施設に助産実施解除通知書(様式第7号)を、母子保護の実施中に保護者の母子保護の実施理由の消滅、転出、死亡等によって母子保護の実施を解除したときは、保護者及び当該保護者が入所中の母子生活支援施設に母子保護実施解除通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(費用の徴収)

第6条 教育委員会は、助産施設又は母子生活支援施設に入所措置をした場合は、本人又はその扶養義務者から費用を徴収するものとする。

(徴収金の額の決定)

第7条 教育委員会は、助産施設又は母子生活支援施設に入所の決定を行ったときは、国が

定める徴収基準により徴収金の額を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、徴収金の額の決定を行ったとき、又は変更の決定を行ったときは、速やかに助産施設・母子生活支援施設入所徴収金決定(変更)通知書(様式第9号)により申込者に通知するものとする。

(徴収金の納入)

第8条 徴収金の納入は、母子生活支援施設にあっては毎月末日までにその月分を、助産施設にあっては入所の前日までに納入しなければならない。

(徴収金の減免)

第9条 教育委員会は、第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する入所者に対し、徴収金を減額し、又は免除することができる。

(1) 所得の減少により当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会がやむを得ないと認められる特別の事由があると認める者

2 前項の規定により徴収金の減額又は免除を受けようとする者は、助産施設・母子生活支援施設入所徴収金減免申請書(様式第10号)にその事由を証する書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、徴収金の減額又は免除の適否を決定し、速やかに助産施設・母子生活支援施設入所徴収金減免決定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第10条 入所者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 助産施設又は母子生活支援施設を退所しようとするとき。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。